

令和3年10月から

有料化の対象を拡大

令和3年10月1日から排出者責任の原則に基づき、一般廃棄物の排出抑制・資源化や排出量に応じた負担の公平化を目的に不燃ごみ・粗大ごみを有料化します。ご理解をお願いします。

事業系一般廃棄物処理手数料

分類	令和3年10月1日から	排出方法
可燃ごみ	変更なし (110円/10kg)	・透明な45ℓ相当の袋で出してください。(45ℓ以上の袋で出す場合は、委託している収集運搬許可業者と調整してください。) ・現在の指定ごみ袋も使用可。
不燃ごみ	380円/袋	・透明な45ℓ以下の袋に市役所で販売する不燃ごみ処理券を貼付して出してください。 ・不燃ごみ処理券(380円/枚)
粗大ごみ	400円、800円、 1,600円(品目ごと)	・品目に応じて市役所で販売する粗大ごみ処理券を貼付して出してください。 ・粗大ごみ処理券(400円/枚)

※産業廃棄物は、市で処理することはできません。市で処理できる一般廃棄物は、事業所から出る廃棄物のうち、産業廃棄物以外のものです。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、事業者自らの責任(事業者責任)において、適正処理をしなければなりません。なお、本市では、事業系ごみは種類や量の多少にかかわらず、地域の集積所に出すことはできません。